

新潟市教育委員会 平成28年11月 定例会会議録				
日 時	平成28年11月29日(火) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1(白6-203)			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	佐 藤 久 栄	出席委員	藤 田 政 子	
	齋 藤 洋一郎		上 田 晋 三	
	沢 野 千英子		田 中 賢 一	
	織 田 絹 子	欠席委員		
	伊 藤 裕美子			
会議に出席 した職員 (21名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 島 徹	学 校 支 援 課 長	大 井 隆
	教 育 次 長	長 浜 裕 子	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	井 関 一 博
	教 育 政 策 監	高 居 和 夫	中 央 公 民 館 長	五 十 嵐 政 人
	教 育 総 務 課 長	山 本 正 雄	中 央 図 書 館 長	三 保 恵 美 子
	学 務 課 長	川 崎 健	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	小 林 巧
	施 設 課 課 長 補 佐	上 村 睦	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	松 田 玲 子
	保 健 給 食 課 長	松 崎 義 春	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	五 十 嵐 雅 樹
	地 域 教 育 推 進 課 長	佐 々 木 克 己	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	教 職 員 課 長	吉 田 隆	教 育 総 務 課 主 査	小 林 夏 那 恵
	教 職 員 課 給 与 ・ シ ス テ ム 担 当 課 長	浅 間 孝 之	教 育 総 務 課 主 事	坂 本 菫 子
	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 治 彦		
その他の 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後3時30分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (2件)	議案番号	件 名
	議案第21号	平成28年12月議会定例会の議案について
	議案第22号	市立小学校長の人事について
報告 (1件)	件 名	
	平成27年度児童生徒の問題行動調査の結果について	
協議会 (0件)	件 名	

第1 開会宣言

○教育長

午後3時30分開会を宣言する。

これより11月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

○教育長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に沢野委員及び織田委員を指名します。

第3 付議事件

○教育長

次に、付議事件です。議案第21号、平成28年12月議会定例会の議案については、市議会に議案の公表前であることから、また、議案第22号、市立小学校長の人事については、個人情報を含む個別事案であることから非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

では、公開案件の終了後、非公開案件として再開します。

第4 報告

○教育長

それでは、報告案件に入ります。平成27年度児童生徒の問題行動調査の結果について、学校支援課から説明をお願いいたします。

○学校支援課長

学校支援課です。

平成27年度の問題行動調査を基に、新潟市のいじめ、不登校及び暴力行為についての概要を報告いたします。なお、中学校のデータには高志中等教育学校前期分を含んでおります。

報告1ページをご覧ください。はじめに、いじめの状況について説明いたします。(1)認知件数の表をご覧ください。平成27年度のいじめの認知件数は小学校で1,151件、中学校で626件でした。平成26年度の認知件数は小学校が316件、中学校が246件であり、前年比で言いますと小学校が835件、中学校が380件といずれも大幅に増加しています。これはいじめの発生そのものが急増したということではなく、文部科学省が強く求めているいじめの積極的な認知が各学校に浸透しつつあることが要因であるとらえています。(2)学年別認知件数の表をご覧ください。小中学校とも1年生での認知件数が最も多く、その後は学年が進むにつれて減少するという傾向にあります。小学校では前年度までは低学年のいじめの認知件数は他の学年に比べて少なかったのですが、積極的な認知により些細なトラブルも丁寧に見取り、いじめとして認知することで、件数が大幅に増加いたしました。なお、中学校では前年度までの傾向と大きく変わりはありません。

次に、不登校の状況について説明します。(1)不登校児童・生徒数の表をご覧ください。平成27年度に不登校が主な理由で年間30日以上欠席した生徒は、小学校が174人で平成26年度より14人増加しました。また、

中学校は535人で平成26年度より12人減少いたしました。中学校の不登校生徒数は平成24年度から多少の増減を繰り返す、全体的な傾向としては横ばいとなっておりますが、小学校の不登校児童数は平成24年度から増加傾向にあります。小学校の学年別人数の推移は、前年度までの傾向と変わりませんが、中学校では前年度まで小学校と同じく学年が進むにつれて不登校生徒数が増加する傾向が見られたのに対して、平成27年度は2年生が最も多くなっております。

次に、暴力行為の状況について説明いたします。(1) 発生件数の表をご覧ください。平成27年度の発生件数は小学校では79件で、平成26年度から42件増加しました。また、中学校では303件で平成26年度から23件減少しました。小学校で平成27年度に発生件数が倍増したのは、先にも説明したいじめの積極的な認知によるものに加えて、特別な支援を要する児童の持つ特性と思われる、叩く、蹴る、壊す等の行為が繰り返し発生し、それを暴力行為として丁寧にカウントしたことによるものです。次に(2) 加害児童生徒数の表をご覧ください。小学校では平成27年度の加害生徒数が86人でした。また、中学校では平成27年度の加害生徒数が300人でした。小中学校のいずれも暴力行為の発生件数と一致しませんが、それは暴力行為の定義にありますように、一人の児童が同じ種別で複数回行った場合は発生件数は増えても一人とカウントすることや、複数の生徒が一人に対して暴力を行った場合は発生件数が1件でも加害児童生徒数は複数になることなどによるものです。

いじめの定義に基づいていじめを積極的に認知した結果、認知件数が増加することについて、文部科学省は学校がきめ細かく児童生徒を見取り、認知漏れの防止、減少に努めているとして、肯定的に評価しています。本市でも引き続き積極的な認知を学校に促し、認知漏れを防ぐとともに、認知したいじめについては迅速、適切な組織的な対応に努めてまいります。また、暴力行為については、いじめと密接に関係することから、きめ細かな見取りと再発防止に向けた適切な対応を引き続き進めてまいります。不登校については、学校から毎月報告される不登校、不登校傾向児童生徒数の報告を基に状況を把握し、心配な学校については指導主事の訪問等により改善に向けて支援を行ってまいります。また、スクールカウンセラーの有効活用や教育相談センター、区の教育相談室との連携を図りながら、不登校、不登校傾向の児童生徒の学校、学級復帰に向けて支援を行ってまいります。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

○伊藤委員

軽微なものも入れるということで認知件数が増えているとのことですが、認知件数が増えたことで、例えば、スクールカウンセラーの対応数が増えたとか、そういったことは起こってないのでしょうか。

○学校支援課長

スクールカウンセラーとかSSWであるとかSSTの出動回数は全般的に

は増えている方向にはありますが、いじめの認知件数とは大きく関係しておりません。今回は、かなり軽微なもの、本人が嫌な思いをしたと訴えがあったものについても1件と数えるということで件数が増えています。スクールカウンセラー等の対応件数とはあまり関係していないと思われます。

○伊藤委員

スクールカウンセラーが対応しきれないようなことがあるのかと不安に思ったのですが、対応が不要な程度の軽微なものが増えているということですね。分かりました。

○織田委員

不登校児の生徒数のところなのですが、小学校ではだんだん増えてしまっています。今回から、何日以上欠席しているとか、出席がほとんどないという、細かな聞き取りもしてくださったということでしたが、90日以上欠席が174の内の60名なので、3割くらいになりますよね。その辺のところ、いろいろな理由を抱えての不登校だとは思いますが、心配です。引き続き細やかなケアをしていただいて、少しでも学校が楽しくて学校に行きたい子どもが増えるようにご努力をよろしくお願ひしたいと思います。

3番の暴力行為について、加害児童生徒数が5年生で今年は特別多いように数字的には見えるのですが、何か特徴的なことがあれば教えていただきたいと思ひます。その後のケアについてもよろしくお願ひします。

○学校支援課長

小学校の件数が増えている傾向については、先ほども述べたところですが、特別な支援を要する子どもたちが自分の気持ちをなかなか抑えきれなくて叩く、蹴るという行為をしてしまうということで、特別支援学級におけるものが多くカウントされています。かなり支援を要する子どもたちがいる学校で、今まで調査に件数を入れていなかったのですが、これもやはり入れたほうがいいだろうということで報告をあげてきた学校があったことから、増えてきています。

先ほどのいじめの認知とも関連しているのですが、相手の子どもが嫌な思いをしたという状態の件数が出てきたという形になっています。これについては、それぞれ個々の問題なので、生徒指導上の問題というよりも、特別支援の教育の課題ということで学校では取り組んでいると聞いています。

○織田委員

ありがとうございます。では、たまたま5年生にその傾向があった方がいらっしやったということで、数が増えたということですね。分かりました。ありがとうございます。

○伊藤委員

今、特別支援のお子さんで、ということでした。お家の方に理解を求める際に、このように指導させていただきましたと報告すると思うのですが、やはり暴力行為としてお伝えするのでしょうか。特別に配慮が必要な子どもであり、保護者の人も含めての支援という部分はありますが、どのような配慮がされているのか、聞かせてください。

○学校支援課長

これは加害児童と被害児童がいるわけであり、どういう状況で起こったのかと保護者には当然伝えなければいけません。どのような形で起こったのかということをしてできるだけ客観的に正確に伝えてご理解いただく、また、今

後そういうことがないように、学校としてはこういう方策を採っていますということと併せて、加害児童・被害児童の両方の保護者に伝えるような形だと聞いています。

○田中委員

不登校児童生徒についてですが、平成24年度から見ますと右肩上がりの傾向ですけれど、これは新潟市だけでなく全国的にもそうなっています。かなりきめ細かい対応を各学校はとっているとは思いますが、何か原因といいますか、何か考えはありますか。

○学校支援課長

まず、一つ目の不登校の要因です。不登校は子どもが抱えている何らかの課題の現れだととらえられているのですが、課題が非常に複雑になっていまして、以前だと学校でのトラブルというか、子どもとの関係がうまくいかないという課題が多かったのですが、家庭の問題というか、貧困や虐待、家庭での両親との関係とかそういうさまざまな案件が重なって出てきているのが今の状況で、一つにはなかなか決められない状況です。

あと、件数の増加についてです。小学校は数が多いように見えるのですが、174件とは、小学校が約100校あるので、1校当たりになると一人もしくは二人という単位なのです。中学校は一つの学校で二、三十人というところもあったりするものですから、中学校のほうが組織的に対応しています。小学校の場合、どうしても担任に任せてしまっている部分が見られるので、校長会でも話をしたのですが、できるだけ学校で組織的に、全職員が不登校の子どもを理解して対応できるようにしてほしいという指導をしているところです。今後は小学校もそのように対応していくと、少し増加傾向がおさまるかなと思っています。

○田中委員

ぜひ、中学校のよい対応事例とかそういうものを紹介していただきながら、さらにきめ細かく各学校に指導していただければと思います。

○教育長

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。それでは、報告案件については終了いたします。

第5 次回日程

○教育長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

12月につきましては、12月20日火曜日午後3時30分から、平成29年1月につきましては、1月17日火曜日午後4時から、2月につきましては、2月7日火曜日午後3時30分から、定例会を予定しております。

第6 定例会再開

○教育長

これより定例会を非公開としますので、傍聴人、報道の方はご退席ください。事務局は引き続き全員同席ください。

それでは、定例会を再開し、付議事件に入ります。議案第21号、平成28年12月議会定例会の議案について市長より意見を求められています。平成28年度新潟市一般会計補正予算について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育総務課です。

付議1ページをご覧ください。議案第21号、平成28年12月議会定例会

の議案についての内、(1)平成28年度新潟市一般会計補正予算、人件費について報告いたします。この補正は複数課にわたっておりますが、内容が重複いたしますので、教育総務課で一括して説明いたします。

はじめに、新潟市人事委員会勧告に基づく給与改定の概要について説明いたします。今回の給与改定は、こちらに記載の(1)月例給について、職員給与が民間給与を下回っていることから、この較差を解消するために、若年層に重点を置いた平均0.2パーセントの俸給表の引き上げ改定を行うものです。こちらは平成28年4月1日にさかのぼって実施するものです。また、(2)期末・勤勉手当についても民間の支給割合を下回っていることから、0.10月分を引き上げまして、4.30月分とする改定を行うこととしております。こちらについては平成28年12月1日から実施するものです。教育職員につきましては、新潟市の人事委員会勧告に基づき、新潟県の教育職員への措置内容に準じて改定を行うこととしております。県では、月例給について、若年層に重点を置き、平均0.13パーセントの引き上げ改定を平成28年4月1日にさかのぼって実施するほか、期末勤勉手当につきましても0.10月分を引き上げ、4.30月とする改定を平成28年12月1日から実施することとしております。

また、高速道路、新幹線等の利用にかかる通勤手当について、これまで特別料金等の2分の1相当額、限度額を4万円としていたものを、特別料金等相当額、限度額を4万円とする改定を平成29年1月1日から実施することとしております。本市の教育職員についても同様の措置となります。

付議2ページ、平成28年度人件費関係補正額調をご覧ください。人件費に関する補正予算額は、一番右下の教育委員会の合計欄、2億2,282万4千円の増額となっております。内訳としましては、給与改定分が4,651万5千円の増額、職員の人事異動等による調整分が1億7,630万9千円の増額となっております。費目ごと、所属ごとの内訳は資料に記載のとおりです。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございますか。

人件費関係の補正予算についてはよろしいでしょうか。

それでは、続いて補正予算について、施設課から説明をお願いします。

○施設課課長補佐

施設課です。

付議3ページをご覧ください。大規模改造事業について、(1)事業概要です。小須戸幼稚園の大規模改造事業につきまして、市立幼稚園のあり方について検討中のため、今年度の執行を取りやめ、事業費を減額補正するものです。

(2)補正予算額ですが、歳出の部としまして、大規模改造事業の幼稚園費の1億5,900万円を減額するものです。また、歳入の部としては、国庫支出金及び市債を1億2,405万9千円減額するものです。内訳につきましては、以下記載のとおりです。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございますか。

○佐藤委員	一旦先延べという意味だと思うのですが、市立幼稚園のあり方について検討中という中で、こういうことが想定されるので弾力的運用をしましたとか、もう少し具体的に何か教えていただけるとありがたいです。
○教育長	教育総務課から、どうでしょうか。
○教育総務課長	本日、後ほど、あり方の検討中の状況について、ご説明する予定です。
○織田委員	同じ質問をするところでした。 定例会終了後に説明の予定が入っているのはわかっていたのですが、定例会の中で大規模改造事業について話が出るのであれば、その前に説明を聞けるような予定を組んでいただけたらと思います。
○教育長	検討状況の説明を聞かないままだと、審議ができないということですよ。ね。
○織田委員	そうです。
○教育長	では、施設課の補正予算につきましては、検討状況の説明を聞いた後に審議を再開するということにします。
○教職員課給与・システム担当課長	<p>続いて(2)から(6)について、教職員課から説明をお願いいたします。</p> <p>本日、追加の資料を配付させていただきます。</p> <p>教職員課です。議案第21号、平成28年12月議会定例会の議案についての内、(2)県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定以下(6)までの5件の条例の制定及び改正について、説明いたします。説明に当たっては、大変分量も多いため、本日配付させていただきましたA3の資料を主に活用しながら、要点を説明をさせていただきます。なお、説明の都合上、定例会の資料の記載順と異なる部分も出てまいります。どうかご容赦ください。</p> <p>まず、A3資料、県費負担教職員の権限移譲に伴う教職員の勤務条件に関する条例の整備等についてをご覧ください。今回、5件の条例の制定及び改正は、平成29年4月の権限移譲に伴い、これまで新潟県の条例で位置づけられておりました教職員の勤務条件を新たに市の条例に位置づけるものが中心となっております。個々の条例の説明に入る前に、今一度権限移譲後の勤務条件の全体像と、それに併せた条例構成案の全体像を説明いたします。</p> <p>A3資料の左側をご覧ください。教職員の権限移譲後の勤務条件につきましては、これまで、職員組合と協議を重ね、市の勤務条件に合わせることを原則に、教員独自の制度や学校現場の特性も考慮し、市の制度にないものや市の制度ではなじまない勤務条件は新潟県の制度を参考に新たに制度を創設する方針で、職員組合と基本合意をしております。これを職種ごとに整理したものが上段の表になります。ただし、一部例外もございます。教育職員の内、現在、市立高校及び中等教育学校の後期課程に勤務している県からの割愛教員についてです。当該職員につきましては、県立高校の教員から市立高校等の運営のために勤務してもらっているため、従来から勤務条件は県に準拠していました。この割愛教員の勤務</p>

条件は職員組合との合意に基づき、県立高校に戻るまでの間は市の勤務条件を適用せずに経過措置として現状どおり県準拠にしたいと考えております。

勤務条件の変更による主な影響や教育職員固有の制度の代表例につきましては、資料記載のとおりです。特に休暇などで条件が若干下がるものもございますが、給与につきましては地域手当の影響で上がるため、トータルでとらえますと、教職員の士気や意欲にこたえられる制度になると考えております。

次に、各種勤務条件を定める条例の構成案についてです。下段の表になります。教育職員については、高校割愛教員に対する経過措置などをはじめ、特例的な取り扱いを多く含むため、本来であれば市の条例に一本化するべきところではありますが、一本化せずに、給与、勤務時間と休暇、退職手当等、現在の市の条例構成に対応して、それぞれ独立した条例にしたいと考えております。一方、学校事務職員、栄養職員につきましては、特例的な取り扱いが少ないため、給与、勤務時間と休暇、退職手当、それぞれ現在の市の条例を適用したいと考えております。

次に、具体的な条例案の説明に移ります。はじめに、今回の条例改正のスタンスについて触れさせていただきます。今回の条例改正は、職員組合との基本合意に基づき、教職員の勤務条件は、原則、市に合わせるという骨格をまず位置づけるものです。実は、経過措置の取り扱いや教員の特例の取り扱いの範囲など、細かい部分でまだ職員組合と協議中のものもあるため、これら細かい部分につきましては、2月の市議会で再度条例改正を予定しております。すべての改正を2月で一括して行えばという考えもありますが、今後、この条例改正に基づいて規則や要綱などの制定も控えているため、一刻も早く準備を進められるよう、まず、骨格を、その後には詳細をという2段構成の条例改正をしたいと考えております。今回は条例改正の第1弾ということでご理解をお願いいたします。

それでは、個々の条例案の説明をA3の資料の記載順で行わせていただきます。資料の右側になります。併せまして、定例会資料の付議32ページをお聞きください。はじめに、新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明いたします。当該条例は、市立高校、中等教育学校の後期課程及び幼稚園に勤務する教育職員の給与や勤務時間、休暇をはじめ勤務条件全般を定めている条例です。今回は2段構成の改正を予定しております。まず、改正の1点目は、先ほど説明がありましたが、今年度の新潟市人事委員会の給与勧告に基づき、現在、市立高校及び幼稚園などに勤務する教育職員の俸給表を改定させていただくものです。改定内容は、新潟県の教育職員の俸給表の改定に準じて平均0.13パーセントの引き上げを行い、平成28年4月1日にさかのぼって適用するものです。なお、今回、期末勤勉手当についても0.1月分の引き上げや通勤手当の引き上げ等がございますが、これらの手当

につきましては条例の中で県の例によると規定されているため、この部分の条例改正は今回ございません。

改正の2点目は、権限移譲に伴うものです。改正内容の一つ目は、平成29年4月1日以降、この条例を教育職員の給与に関する条例に特化するため、条例名を、まず、新潟市教育職員給与条例に改めます。二つ目は、条例の対象に小中学校などの義務教育諸学校の教育職員を加えるとともに、昇級や手当など、原則、市の給与制度を準用する規定を整備いたします。三つ目は、教育職員の独自性などで市の給与制度を準用できないものは教育職員独自の規定を設けます。例えば、義務教育等教員特別手当や結核性疾患に伴う休職者の給与の特例、高校の割愛教員の給与に関する特例などが該当いたします。義務教育等教員特別手当というのは、人材確保を目的に教育職員の給与を一般の公務員より上げなければならないという目的で、教育職員だけに手当が付く固有の手当です。結核性疾患で休職した場合、私ども一般の公務員は休職して1年間は給与が出るのですが、2年目からは出ません。これは法に基づくものですが、教育職員については、この結核性疾患の場合、3年間給与を出せるなど、教育職員独自のものは独自の制度ということで、条例に位置づけさせていただく予定です。この権限移譲に関する改正の施行日は平成29年4月1日となります。

なお、参考までに付議33ページから71ページは市議会提出の議案、それ以降、72ページから116ページまでは新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、付議21ページをお開きください。新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてです。これは権限移譲に伴い、教育職員の勤務時間、休暇等を定める条例を新たに制定するものです。内容の一つ目は、原則、市の勤務時間・休暇制度を準用する規定を整備いたします。二つ目は、高校の割愛教員に関する特例など、教育職員の独自性のため、市の勤務時間、休暇制度を準用できないものは教育職員独自の規定を設けます。施行日はこれも平成29年4月1日となります。なお、22、23ページにつきましては市議会提出用の議案となっておりますので、参考をご覧ください。

続きまして、29ページをお開きください。新潟市教育職員退職手当支給条例の制定です。これにつきましても、権限移譲に伴い、教育職員の退職手当の支給を定める条例を新たに制定させていただきます。内容につきましては、先ほどと同様ですが、一つ目は、原則、市の退職手当支給制度を準用する規定を設けます。二つ目は、教職員の独自の規定を設けるというものです。これにつきましても、施行日は平成29年4月1日となります。なお、次の30、31ページにつきましては議会提出用の議案となっておりますので、参考をご覧ください。

続きまして、付議24ページをご覧ください。新潟市特定教職員の給料表

の切り替え等に関する条例の制定についてです。これは権限移譲に伴いまして、給料に関して、4月1日に、これまでの新潟県の給料表から新潟市の給料表に切り替える際に教職員の職種に応じて適用する俸給表の種類と、その号給の決定方法の特例を定める条例を新たに制定するものです。少し難しい言い方になっておりますが、この条例制定の意図としましては、権限移譲で給与面での不利益が出ないように、権限移譲の前日、3月31日時点で新潟県でもらっていた給料と同額又は直近上位の号給に位置づけるというやり方を条例で定めるものです。ちなみに、仮にこの条例を制定しないとしますと、移譲される教職員の給料は、4月1日に新規に採用された職員として、市の給与条例に基づいて、一人一人職歴などに応じて再計算して初任給を決定することとなります。そうしますと、現在の給料よりも高くなるケースもありますが、おおむね低くなってしまいますので、こういったことがないように、特例の条例を設けて、給料が下がらないようにという措置を取らせていただくものです。施行日につきましては、これも平成29年4月1日となります。

続きまして、付議4ページをご覧ください。最後になりますが、県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてです。これにつきましても、権限移譲に伴い、その他改正が必要な3つの条例を整備条例としてまとめて改正するものです。これまで説明いたしました4つの条例との違いは、比較的軽微な一部改正であるため、一つにまとめているところでございます。その内、まず一つ目の新潟市職員定数条例の一部改正についてです。これは条例中の教育委員会の職員定数に、今回移譲されます県費負担教職員の数、4,139名を加えるものです。この加える定数の4,139名につきましては、本年度実際に配置されております職員数のほかに、来年度実施予定の少人数学級の拡充など、加配教員を活用し、これまで以上にきめ細かな教育が実践できるよう、この権限移譲により見込める可能性を最大限見込んだ数となります。言わば、上限の数とご理解願います。二つ目は、新潟市立高等学校、中等教育学校後期課程及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正についてです。当該条例は時間外勤務手当の代わりに教育職員に支給される教職調整額に関して定めている条例です。この条例の対象職員に、今回移譲される義務教育諸学校の職員をこの条例の対象に加えるというものです。併せまして、条例名を新潟市義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例という名称に改正をいたします。三つ目は、新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてです。これもこの条例の対象に、今度移譲される県費負担教職員を加える改正と併せまして、これまでになかった手当、例えば、複式学級を受け持つと付く多学年学級担当手当などを追加する改正、高校の教員に対する特例などを設ける改正を行うものです。この整備条例の施行日も、平成29年4月1日となります。なお、参考まで

に、付議の6ページから11ページまでは議会提出用の議案、12ページから20ページまでは新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの幼稚園のあり方についての検討状況の報告に入りたいと思います。

それでは、定例会を一回休憩します。

第7 定例会中断

(幼稚園のあり方についての検討状況について報告)

第8 定例会再開

○教育長

定例会を再開します。施設課からの説明に何かご質問、ご意見等ございますか。

○佐藤委員

大規模改造工事は先のことですが、小須戸幼稚園において何かしら必要な改修工事等があれば、随時対応いただきたいと思います。あと、そのほかの幼稚園も大規模改造工事が先延べになる中で、何かしら改修があるようであれば、迅速な対応をしていただき、現場に影響がないようお願いしたいと思います。

○施設課課長補佐

必要な改修はその都度対応していきたいと思います。

○伊藤委員

定期的な点検、整備など、検査ができなかったといったことが原因で、あとで多額の予算をかけて復旧するなどといったことが起こらないように、きちんと調べていただきたいと思います。市民として安心してその周辺に住んだり、安心して子どもを預けたりしたいので、お願いします。

○織田委員

当初、小須戸幼稚園の大規模改造事業をするということで予算化されて、計画が上がっていたのが、ここへ来て今年度中の執行を取りやめとなりました。予定されていたことが取りやめということで、現場の方々に混乱が起こらないように、丁寧なご説明を、ぜひ、よろしくお願いします。

○教育長

ほかにごございますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第21号について、議案は適当であるとの意見で承認してよろしいでしょうか。

では、そのように決定します。

次に、議案第22号の審議に入りますが、個人情報を含む個別事案でありますので、事務局も両教育次長、教育政策監、教育総務課長、教職員課及び教育総務課事務局を除いて退席をお願いします。

(非公開案件)

(「市立小学校長の人事について」報告する。)

第9 閉会宣言

○教育長

午後4時30分、閉会を宣言する。

以上, 会議のてん末を承認し, 署名する。

署名委員

署名委員